

# 市民の皆さん向け コロナ支援策まとめ

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減ったり、仕事を失った人への支援策を紹介します。

【問い合わせの際のお願い】

- ①窓口は避け、電話やインターネットを活用してください
- ②5月22日時点の内容で、変更・更新される場合があります

市ホームページ「新型コロナウイルスに関する情報」へ



詳しくは  
QRコード

## 全ての人と子育て世帯

### 特別定額給付金

■対象 令和2年4月27日時点で、住民基本台帳に載っている人

■給付 1人につき10万円

◎久留米市特別定額給付金プロジェクト

(☎0942・30・9757、FAX0942・30・9742)

### DVを理由に避難している人

◎久留米市男女平等政策課

(☎0942・30・9044、FAX0942・30・9703)

### 子育て世帯への臨時特別給付金

■対象 令和2年4月分(3月分含む)の児童手当を受給した人

■給付 児童1人につき1万円

◎久留米市家庭子ども相談課

(☎0942・30・9066、FAX0942・30・9718)

### ひとり親家庭支援給付金

■対象 令和2年4月分の児童扶養手当を受給した人

■給付 児童1人につき1万円

◎久留米市家庭子ども相談課

(☎0942・30・9066、FAX0942・30・9718)

### 就学援助受給世帯「おこめ券」支給

■対象 令和2年4月からの就学援助を認定した世帯

■内容 児童生徒1人につき「おこめ券」20kg相当

◎久留米市学校保健課

(☎0942・30・9273、FAX0942・30・9719)



1世帯1児童につき20kg相当の「おこめ券」を支給

## 税・保険料・公共料金等の 支払いが困難な人

### 各種税金の猶予

■対象 収入が前年の同期と比べて、おおむね20%以上減少した人

■期間 最大1年間。納期ごとに申請が必要

◎市税 久留米市税収納推進課

(☎0942・30・9006、FAX0942・30・9753)

県税 久留米県税事務所(☎0942・30・1012)

国税 久留米税務署(☎0942・32・4461)

### 国民健康保険料 減免や納付の猶予

■対象 一定程度収入が下がった世帯

◎久留米市健康保険課

(☎0942・30・9030、FAX0942・30・9751)

### 介護保険料 減免や納付の猶予

■対象 一定程度収入が下がった人

◎久留米市介護保険課

(☎0942・30・9240、FAX0942・36・6845)

### 国民年金保険料 免除や納付の猶予

■対象 一時的に納付が困難になった人

◎久留米市医療・年金課

(☎0942・30・9032、FAX0942・30・9107)

### 上下水道料金 支払いの猶予

■対象 一時的に支払いが困難になった人

◎久留米市上下水道料金センター

(☎0942・30・8512、FAX0942・30・8560)

## 新しい生活様式を実践しましょう



## 家賃の支払いが困難な人

### 住居確保給付金

■対象 離職や休業などと同程度の状況になり、家賃の支払いが困難になった人

■給付 家賃相当額。上限有り

◎久留米市生活支援第1・第2課

(☎0942・30・9023、FAX0942・30・9710)

### 県営住宅などの一時提供

■対象 解雇などで住居から退去しなければならない人

■期間 6カ月ごとの更新。最長2年

■家賃 入居する住宅家賃の2分の1

◎県営住宅供給公社筑後管理事務所

県営住宅 (☎0942・30・2660)

公社住宅 (☎0942・36・9900)

### 市営住宅の一時提供

■対象 解雇などで住居から退去しなければならない人

■期間 3カ月ごとの更新。最長2年

■家賃 入居する住宅の最低家賃

◎久留米市住宅政策課

(☎0942・30・9086、FAX0942・30・9743)

### 市営住宅家賃の再認定・減免

■対象 解雇や離職などで収入が著しく減少し、市営住宅家賃の支払いが困難な人

◎久留米市住宅政策課

(☎0942・30・9086、FAX0942・30・9743)

## 生活資金に不安がある人

### 休業者向け 緊急小口資金

■対象 休業などで収入が減少し、生計維持のため資金が必要な世帯

■限度額 10万円以内。ただし、特に必要と認められる場合は20万円

■利子 無利子・保証人不要

■据え置き 1年以内

■償還 2年以内

◎久留米市社会福祉協議会

(☎0942・34・3122、FAX0942・34・3090)

### 失業者向け 総合支援資金

■対象 失業などで収入が減少し、日常生活の維持が困難な世帯

■限度額 2人以上世帯・月額20万円以内、単身世帯・月額15万円以内

■利子 無利子・保証人不要

■貸付原則 3月以内

■据え置き 1年以内

■償還 10年以内

◎久留米市社会福祉協議会

(☎0942・34・3122、FAX0942・34・3090)

### 傷病手当金の支給 (国民健康保険世帯)

■対象 給与と所得者で、感染や感染の疑いで欠勤し、給与の支払いを受けていない人

■給付 3カ月間の平均日給×2/3×欠勤日数

◎久留米市健康保険課

(☎0942・30・9029、FAX0942・30・9751)

## 相談窓口

### 生活に関する相談

暮らし・仕事・金銭の困りごと・引きこもりの相談に応じます。

◎久留米市生活自立支援センター

(西部、☎0942・30・9185、FAX0942・30・9186、

東部、☎0942・30・9113、FAX0942・30・9327)

### 消費生活相談

悪質商法などのトラブル、新型コロナ関係の詐欺、消費者金融などの多重債務の相談に応じます。

◎久留米市消費生活センター

(☎0942・30・7700、FAX0942・30・7715)

### 女性のための相談

DVや性暴力、児童虐待などの相談に応じます。女性相談員が対応します。

◎久留米市男女平等推進センター

(☎0942・30・7802、FAX0942・30・7811)

### 健康なとく相談

生活習慣病や健康づくりなどの相談に応じます。

◎久留米市保健所地域保健課

(☎0942・30・9033、FAX0942・30・9833)

### 妊娠・出産・子育て相談

妊婦・産婦・18歳までの児童・その家族の妊娠、出産、子育てなどの相談に応じます。

◎久留米市子ども子育てサポートセンター

(☎0942・30・9302、FAX0942・30・9718)